海道釧路郡釧路町（トリトウシ原野・国立公園境界）まで、同町（岩保木・国立公園境界）から同町（細岡・国立公園境界）まで、同町（細岡・国立公園境界）から同町（達古武）まで、北海道川上郡標茶町（塘路）から同町（塘路・国立公園境界）まで並びに同町（塘路・国立公園境界）から同町（下久著呂・国立公園境界）まで

十一　次の道路を追加する。

（一）　車道

北海道釧路郡釧路町（達古武・国立公園境界）から同町（細岡展望台）まで

北海道阿寒郡鶴居村（村営鶴居牧野・国立公園境界）から同村（キラコタン岬）及び同村（宮島岬）まで

北海道阿寒郡鶴居村（温根内川・国立公園境界）から同村（温根内川・国立公園境界）まで、北海道阿寒郡鶴居村（温根内・国立公園境界）から北海道釧路市（北斗・国立公園境界）まで、同市（北斗・国立公園境界）から同市（安原・国立公園境界）まで及び同市（安原・国立公園境界）から北海道釧路郡釧路町（遠矢・国立公園境界）まで

（二）　歩道

北海道釧路市（安原）から北海道阿寒郡鶴居村（温根内・国立公園境界）まで

北海道阿寒郡鶴居村（下久著呂岩井内・国立公園境界）から同村（キラコタン岬）、同村（村営鶴居牧野・国立公園境界）、同村（宮島岬）及び同村（下雪裡第四・国立公園境界）まで、同村（温根内川・国立公園境界）から同村（温根内川・国立公園境界）まで、同村（温根内・国立公園境界）から北海道釧路市（北斗・国立公園境界）まで、同市（安原・国立公園境界）から北海道釧路郡釧路町（トリトウシ原野・国立公園境界）まで、同町（岩保木・国立公園境界）から同町（達古武野営場）及び同町（夢ヶ丘）まで、北海道川上郡標茶町（塘路・国立公園境界）から同町（塘路）まで並びに同町（塘路・国立公園境界）から同町（下久著呂・国立公園境界）まで

十二　公園計画を表示した図面（省略）

**○環境省告示第七十四号**

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定に基づき、釧路湿原国立公園の特別地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年九月三十日

環境大臣　細野　豪志

一　追加する区域

北海道釧路市広里及び北斗の各一部

北海道釧路郡釧路町達古武及びトリトウシ原野の各一部

北海道川上郡標茶町オソツベツ原野、コッタロ及び塘路の各一部

北海道阿寒郡鶴居村アトコシャラカ、温根内及び下幌呂の各一部

二　区域を表示した図面（省略）

**○環境省告示第七十五号**

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十六条第一項の規定に基づき、釧路湿原国立公園の集団施設地区の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年九月三十日

環境大臣　細野　豪志

一　名称及び拡張する区域

塘路集団施設地区　北海道川上郡標茶町塘路の一部

二　区域を表示した図面（省略）

**○環境省告示第七十六号**

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、南アルプス国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年九月三十日

環境大臣　細野　豪志

一　次の生態系維持回復事業を追加する。

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 南アルプス生態系維持回復事業 | 南アルプス国立公園全域 |

二　公園計画を表示した図面（省略）

**○環境省告示第七十七号**

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業決定書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年九月三十日

環境大臣　細野　豪志

一　磐梯朝日国立公園

| 公園事業の名称及び種類 | 区域 |
|---|---|
| 金玉水植生復元施設 | 山形県西村山郡西川町及び朝日町（金玉水） |

二　尾瀬国立公園

| 公園事業の名称及び種類 | 路線 |
|---|---|
| 七入御池線道路（歩道） | 起点―福島県南会津郡檜枝岐村（七入・国立公園境界）<br>終点―福島県南会津郡檜枝岐村（御池集団施設地区） |

三　富士箱根伊豆国立公園

| 公園事業の名称及び種類 | 区域 |
|---|---|
| 吉田口七合目医療救急施設 | 山梨県富士吉田市（吉田口七合目） |
| 上信越高原国立公園公園事業の名称及び種類 | 路線 |
| ヒコサの滝笹ヶ峰線道路（歩道） | 起点―新潟県妙高市（杉野沢橋）<br>終点―新潟県妙高市（奥笹ヶ峰・車道合流点） |
| 笹ヶ峰戸隠牧場線道路（歩道） | 起点―新潟県妙高市（笹ヶ峰・車道合流点）<br>終点―新潟県妙高市（笹ヶ峰ダム） |
| 神奈山線道路（歩道） | 起点―新潟県妙高市（関温泉）<br>終点―新潟県妙高市（黒沢池ヒュッテ・歩道合流点） |
| 笹ヶ峰探勝線道路（歩道） | 起点―新潟県妙高市（笹ヶ峰牧場・車道分岐点）<br>終点―新潟県妙高市（笹ヶ峰高谷池線・歩道合流点） |

五　瀬戸内海国立公園

| 公園事業の名称及び種類 | 路線 |
|---|---|
| 赤根成仏線道路（車道） | 起点―大分県国東市（犬鼻峠・国立公園境界）<br>終点―大分県国東市（堂ノ下・国立公園境界） |

六　阿蘇くじゅう国立公園

| 公園事業の名称及び種類 | 区域 |
|---|---|
| 蛇越し峠園地 | 大分県由布市（蛇越し峠） |

**○環境省告示第七十八号**

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業の一部を変更したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業変更書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年九月三十日

環境大臣　細野　豪志

一　釧路湿原国立公園

| 六年二月環境省告示第五号により公示）の変更後の公園事業の名称及び種類 | 路線 |
|---|---|
| 北海道自然歩道線道路（歩道） | 起点―北海道阿寒郡鶴居村（下久著呂岩井内・国立公園境界）<br>終点―北海道阿寒郡鶴居村（キラコタン岬）<br>終点―北海道阿寒郡鶴居村（村営鶴居牧野・国立公園境界） |

北海道自然歩道線道路（歩道）事業（平成十